

平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 シャープ株式会社  
代表者名 取締役社長 戴 正 呉  
(コード番号 6753)  
問合せ先 社長室広報担当 吉 田 敦  
TEL 大阪 (072) 282-0419  
東京 (03) 5446-8207

### 単元株式数の変更、株式併合に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月20日開催予定の当社第123期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に単元株式数の変更、株式併合について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、株式併合に関しては、普通株主、A種種類株主及びC種種類株主に係る各種類株主総会に付議することを決議しております。

なお、これに伴う定款の一部変更内容については、本日公表の「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

##### (2) 変更の内容

平成29年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本定時株主総会において、定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合を行う理由

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株にするにあたり、中長期的な株式変動を勘案しつつ、普通株式の売買単位あたりの価格の水準を維持するため、普通株式につき株式併合を実施することといたします。

また、C種種類株式は、普通株式につき併合を行う場合、C種種類株式についても同一の割合で併合することを内容としていることから（当社現行定款第6条の4第7項第1号）、普通株式と同様に株式併合を行います。

##### (2) 併合の内容

###### ①併合する株式の種類

普通株式及びC種種類株式

###### ②併合の方法及び比率

平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、それぞれ10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数

10億株

なお、株式の併合を行うことにより、その効力発生日（平成29年10月1日）に、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。また、発行可能種類株式総数は、普通株式につき10億株、C種種類株式につき1,136,363株に変更がなされます。

(3) 併合により減少する株式数

①普通株式

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	4,983,165,584株
併合により減少する株式数	4,484,849,026株
併合後の発行済株式総数	498,316,558株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

②C種種類株式

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	11,363,636株
併合により減少する株式数	10,227,273株
併合後の発行済株式総数	1,136,363株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(4) 併合により減少する株主数

①普通株式

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満所有株主	1,356名（0.64%）	3,977株（0.00%）
10株以上所有株主	210,195名（99.36%）	4,983,161,607株（100.00%）
総株主	211,551名（100.00%）	4,983,165,584株（100.00%）

(注) 10株未満のみご所有の株主様は、株式併合により当社株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」又は「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社までお問い合わせください。

②C種種類株式

株主数（1名）に変更はありません。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき当社が一括して売却し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会並びに普通株主、A種種類株主及びC種種類株主に係る各種類株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 単元株式数の変更、株式併合の日程

取締役会決議日	平成29年 5 月12日
定時株主総会決議日	平成29年 6 月20日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月 1 日（予定）
株式併合の効力発生日	平成29年10月 1 日（予定）

（ご参考）上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年 9 月27日となります。

以 上

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合についてのQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。  
今回当社では、10 株 を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において普通株式の売買単位となっている株式数を変更するものです。今回当社では、普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 3. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社がかかる趣旨を尊重し、平成29年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。一方、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、普通株式の売買単位あたりの価格の水準を維持するとともに、中長期的な株式変動を勘案しつつ、普通株式について 10 株を1株にする併合を行うことといたしました。また、C種種類株式についても、10 株を1株にする併合を行います。

Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4. 【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

【議決権について】

株式併合によって、株主様の所有株式数は10分の1になりますが、普通株式についてはあわせて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、普通株式の各株主様の議決権数は具体的には以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	1,500株	1個	150株	1個	なし
例2	1,024株	1個	102株	1個	0.4株
例3	512株	0個	51株	0個	0.2株
例4	4株	0個	0株	0個	0.4株

注1) 例2、例3、例4において発生する端数株式相当分（例2は0.4株、例3は0.2株、例4は0.4株）につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。なお、Q6に記載のとおり、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取り又は買増し制度がご利用いただけます。

注2) 例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われることとなります。なお、株主様が複数の証券会社にて当社株式をご所有の場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様をご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合の結果、株主様をご所有の株式数は、併合前の 10 分の 1 になりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は 10 倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は併合前の 10 倍となります。

Q 6. 1 株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り又は買増しをご請求いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。なお、単元未満株式の買取り・買増しのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。

Q 7. 株式併合により単元未満株式が生じますが、併合後も買取りをしてもらえますか。

A 7. 株式併合後も、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社までお問い合わせください。

Q 8. 今回の単元株式数の変更と株式併合に際して、株主は何か手続きが必要ですか。

A 8. 特段のお手続きは不要です。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 9. 単元株式数の変更と株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成 29 年 6 月 20 日 第 123 期定時株主総会

平成 29 年 9 月 27 日 東京証券取引所における当社株式の売買単位が 100 株に変更

平成 29 年 10 月 1 日 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日